

各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名

各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託

(2) 事業内容

別紙「各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 事業費の上限額

31,354,370円（消費税及び地方消費税込み）

※令和3年度は0%、令和4年度は100%とする。

※なお、プレミアム分については消費税の課税対象としない。

※上記上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

2. 趣旨・目的

クラウドファンディングを活用し市内事業者への支援を募り、支援者へのリターン品としてプレミアム付商品券を発行する。クラウドファンディング支援期間終了後、事業者毎に支援された金額を迅速に支払いすることで、事業者の資金繰り支援の一環を目的とする。

本業務を実施するにあたり、複数の事業者の提案を比較検討し、本市の事業趣旨および目的の達成のために最も適した業務運営を行うことができる事業者を各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託の受注候補者として選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3. 参加資格の要件

このプロポーザルは、各務原市プロポーザル方式実施要綱に基づき、選定のための評価委員会が評価を行う公募型プロポーザルとし、本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) クラウドファンディングを活用した事業またはプレミアム付商品券事業にかかる業務の受注実績があること（グループ会社等の実績含む）。

4. プロポーザル手順

(1) 日程

令和3年12月21日（火）	実施要領公告
令和4年 1月14日（金）午後5時	質問書提出期限
令和4年 1月20日（木）	質問に対する回答
令和4年 1月25日（火）午後5時	参加意思表明書提出期限
令和4年 1月31日（月）午後5時	企画提案書提出期限
令和4年 2月 2日（水） 午後1時～午後4時（別途通知）	プレゼンテーション審査、評価委員会ヒアリング
令和4年2月中旬頃	評価結果の通知
令和4年3月上旬頃	契約締結（予定）

(2) 質問書の提出

本要領の内容に関する質問は「質問書（様式第1）」に記載し、下記のEメールアドレスへ送付すること（件名は、「【社名】各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託に関する質問」とすること）。なお、同一の事業者が複数回質問した場合には、最終の質問書のみ回答するため、質問者は過去の質問を全て記載した質問書を送付すること。電話及び口頭による個別の対応は行わない。質問に対する回答は、各務原市公式ウェブサイト上に公開する。

- ・提出期限 令和4年1月14日（金）午後5時必着
- ・送付先Eメール syoko@city.kakamigahara.gifu.jp

(3) 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加するか否かの意思表示のため、「プロポーザル参加意思表明書（様式2）」を、郵送または持参で、下記へ提出すること。

- ・提出期限 令和4年1月25日（火）午後5時（持参・郵送とも必着）
- ・提出場所 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
産業文化センター6階・市役所商工振興課

(4) 企画提案書の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者は、下記書類を郵送または持参で、下記へ提出すること。

提出書類

- ・会社概要書（様式第3）および業務経歴書（様式第4）
- ・企画提案書（下記①～⑥を盛り込んだものとする）
 - ① プロジェクト運営体制について
 - ② プロジェクト概要について

本プロジェクトにかかる概要について、下記事項を盛り込んだ内容で提案すること。

- ・クラウドファンディングの運営について（使用するクラウドファンディングサイトや事業者紹介ページ作成、資金管理体制など）
- ・参加事業者の募集について
- ・支援希望者への支援について

③ 広報業務について

本プロジェクトにかかる広報について、活用する媒体や広報手法について詳細に提案すること。

④ プレミアム付商品券について

プレミアム付商品券の券面（表・裏両方）の案を作成し、提案すること。

⑤ 類似事業の実績などの概要

⑥ 見積書（プレミアム分については消費税非課税とすること）

想定数量

項目	数量/金額
参加店舗数	900店舗
支援者数	834人
商品券冊数	4,200冊
支援想定額	21,000,000円
プレミアム分 (支援想定額の30%)	6,300,000円

留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・A4版で、表紙・目次・裏表紙を除く全てのページにページ数を付記すること。
- ・モノクロ複写する場合があるため、見やすさに配慮すること。
- ・専門知識を有しない者でも、理解できるよう分かりやすい表現とすること。
- ・提出部数 原本1部、副本8部

・提出期限 令和4年1月31日（月）午後5時（持参・郵送とも必着）

・提出場所 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

産業文化センター6階・市役所商工振興課

(5) プレゼンテーション審査の実施

以下のとおり、提案内容に関するプレゼンテーションおよび評価委員会のヒアリングを行う。

・実施日 令和4年2月2日（水）午後1時～午後4時（別途通知）

・実施場所 各務原市役所 本庁舎4階第2会議室

・時間構成 1提案者につきプレゼンテーション15分程度、ヒアリング10分程度

※あくまで目安とし、別途通知するものとする。

留意事項

- ・プレゼンテーションを実施する順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター（HDMIケーブル）、スクリーン、電源ケーブルは市で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。
- ・プレゼンテーション審査の参加者は各事業者2人までとする。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートでのプレゼンテーション審査参加も可とする。

(6) 評価および選定方法について

- ①提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員会の評価点の合計が最も高い事業者1者を提案採用者として選定する。
- ②選考は、「各務原市事業者応援クラウドファンディング事業業務委託事業者選定評価表」に基づき企画提案書およびプレゼンテーションにより審査を行う。
- ③選考の結果、決定した参加者を提案採用者の候補となった者とし、随意契約の交渉を行う。
- ④選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。

5. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「6. 資格喪失要件」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

6. 資格喪失要件

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「5. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかったとき。

7. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出にあたり、郵送によって行う場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責を負わない。また、書類持参の受付は、各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）に規定する休日を除く8時30分から17時15分（12時から13時除く）までとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとし、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルは提案採用者の候補となった者の採用の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない場合もある。

- (5) 提案者は業務に関して、使用許諾や著作権、そのほか使用に関する一切の権利関係等を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が定める。

8. 担当連絡先

各務原市役所 産業活力部 商工振興課 担当：柳澤

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69

TEL：058-383-7284（直通）

FAX：058-389-0765